

保感第1698号
令和4年2月25日

県内事業者様

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 玉城 康裕

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

去る2月20日をもって沖縄県のまん延防止等重点措置区域の指定及び期間は終了となりましたが、今後、3月から4月にかけて旅行や送別会など、人の移動や接触機会が増えるシーズンを迎え、感染再拡大が懸念されるため、引き続き警戒が必要です。

つきましては、2月21日から3月31日までを感染再拡大抑制期間と位置づけ、感染防止対策の取組の実施を新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請いたします。

事業者の皆様には引き続きお手数をおかけしますが、県民の命と健康、さらには社会生活を守るために是非ともご理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、別添（2）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の事務連絡「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」に基づき、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減について、ご協力をよろしくお願ひします。

記

1 「感染再拡大抑制期間（沖縄県対処方針）」における要請事項

事業者・経済界への要請【法第24条第9項：協力要請】

- (1) 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP（業務継続計画）の再点検（未策定の場合は、早急に策定）を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務（テレワーク）の積極的な実施に努めること。
- (2) 職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備等）
- (3) 従業員の体調管理を徹底（出勤時の検温等）し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。また、従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- (4) 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の出勤者数の削減及び密集・密接を防ぐ取組をすること

- (5) 自社の従業員に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること
- (6) 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂）に注意すること
- (7) 業種別ガイドラインを遵守を徹底すること
- (8) 在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標の設定（国事務連絡に基づく働きかけ）

※削減目標について、「何割」等の定量的な基準はありませんが、各業種、業態に応じて設定し、出勤者数削減の実施状況をホームページ等で公表することが望ましいです。

2 添付資料

- (1) 「感染再拡大抑制期間」沖縄県対処方針【2月18日変更】
- (2) 「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」【2月10日付け国事務連絡】
- (3) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（令和4年2月4日新型コロナウイルス感染症分科会資料）

問い合わせ先 沖縄県新型コロナウイルス感染症 対策本部総括情報部（感染症対策課） TEL 098-866-2014 FAX 098-861-2888
--